

特集

NPOの遠近法

—NPOの今を考えるシリーズ 第2回—

「公共」の多様性について考え、
NPOの役割の重要性を
改めて浮き彫りにします。



小諸市のタウンマネジメントの取り組み

(右上) NPO法人こもろの社が運営するカフェ「停車場ガーデン」

(左下) 小諸城下町にぎわい協議会が新しい公共のモデル事業を展開している「本陣主屋」

保存版 NPO法改正 重要ポイント！

認定NPO法人制度の概要について [1]

円卓会議ニュース—長野県の協働指針の見直しを議論—

「円卓会議協働推進委員会の検討が進んでいます」

- ・新NPO法人紹介
- ・「NPO法人設立講座・個別相談」開催中

今年も好評受付中！
「NPO出前講座」



誰もが活躍できる協働社会実現フォーラム開催！

会場：信州科学技術総合振興センター（長野市）

特定非営利活動促進法が平成10年(1998年)12月に施行されてから約14年が経過します。その間に長野県が所轄する特定非営利活動法人(NPO法人)数は、900余りまで増加しました。長野県が県民を対象に昨年度実施した「NPOに関する実態調査」の結果を見ると、「NPO」という言葉を聞いたことがある人の割合は約96%に達しています。しかし、「NPOの具体的な活動を知っている」と答えた人は、約25%にとどまっており、まだNPOの活動が十分理解されている状況にはありません。

今回は、歴史をさかのぼりながら、公共的空間におけるNPOの役割を改めて考え、併せてNPOが協働の担い手として認知されるためのヒントを探ります。

1 公的領域と私的領域

ー昔 ヨーロッパの街かどで

アメリカの政治哲学者ハンナ・アレントが、公的な活動と言論の空間として特筆したものがありません。古代ギリシャのポリスです。アレントは、家族の私的な領域と対比しながら、「ポリスというのは、・・・共に活動し、共に語ることから生まれる人々の組織である」「活動と言論は、それに参加する人々の間に空間を作るのであり、・・・それは、私が他人の目に現われ、他人が私の目に現われる空間であり、人々が単に他の生物や無生物のように存在するのではなく、その外形をはっきりと示す空間である」といっています(ハンナ・アレント『人間の条件』ちくま学芸文庫 1994年、志水速雄訳)。

また、ドイツの哲学者ユルゲン・ハーバーマスは、18世紀初頭のヨーロッパに出現した公共圏に着目しました。それは、市民が自由に公共的な議論に参加できるようなコーヒーハウス、サロンや文芸雑誌などを指し、人々が自発的に集まり、平等なメンバーとして公共的な議論に参加する場でした。それらの公共圏は、私的領域と国家の間をつなぐ世論形成の場として機能しましたが、19世紀以降、新聞・雑誌の発行部数が大量となりマスメディア化したこと、サロンが消滅したことなどにより姿を消していきました。(ユルゲン・ハーバーマス『第2版公共性の構造転換』未来社

1994年、細谷貞雄・山田正行訳/ジェームス・ゴードン・フィンリッスン『ハーバーマス』岩波書店 2007年、村岡晋一訳)

アレントが重視した古代ギリシャのポリスもハーバーマスが着目した18世紀の公共圏も既に存在しないわけですが、現代において、市民と「公共」の関わりはどのようになっているのでしょうか。

2 「公共」の多様性

「公共性」という言葉は、次の三つの意味を持つとされます(山脇直司『公共哲学とは何か』筑摩書房 2004年)。

- ①政府や国の
- ②一般の人々に関わる
- ③公開の

このうち①は、政府が法や政策などを通じて国民(住民)に対して行う活動を指します。②は、公共の福祉、公益、公共の秩序などという場合に用いられる

「公」に当たり、共通の利益・財産、共通の規範、共通の関心事などを指すものです。また③は、誰に対しても開かれているという意味で、公園や公開された情報のように誰もがアクセスすることを拒まれない空間や情報などを指します。(斎藤純一『公共性』岩波書店 2000年)

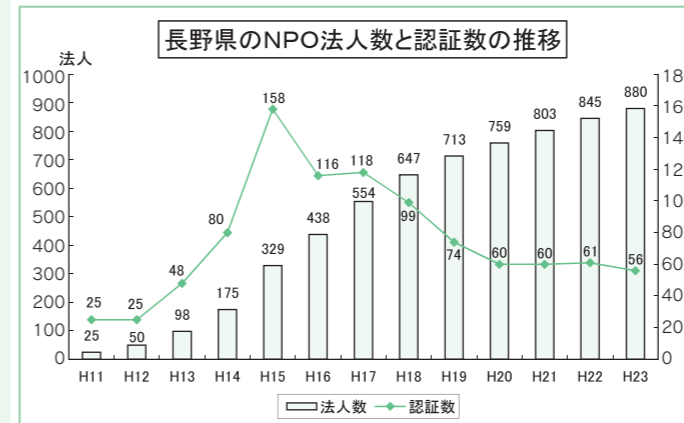
このように、「公共性」は、個人や家族のプライベートな生活や財産、空間、関心事などを超え、複数の人や家族が関係するところに生じるものであり、様々な広がりがありようを持っています。

また、斎藤純一氏(前掲)によれば、同じ「公共」という言葉を使っている、「公共圏」と「公共的空間」とでは、「公共的空間」のほうが広い領域を指します。「公共圏」は、特定の人々の間での言論の空間であり、特定の場所を持った空間です。一方の「公共的空間」は、さまざまな「公共圏」が相互に関係し合う、不特定多数の人々によって織りなされる言説の空間であり、特定の場所を超えた空間です。

今日の日本には、極めて多様な価値観や公共的ニーズが存在しています。IT技術の進歩により誰もがほしい情報を容易に手に入れられるようになったことや少子・高齢化、国際化などを通じ、その多様性、複雑さは増す一方です。

何人かの人たちが一つの関心事に取り組もうとし、あるいは、一つのことであっても違う価値観や考え方を持ったいくつかのグループがそれぞれ別の方法で課題解決に取り組もうとすれば、その関心事とグループの数だけ「公共圏」が形成されるといえます。また、何人かの人たちが自らの生活に関して共通するニーズを持ち、社会に対する要求としてそれを発信することによっても、「公共圏」が形成されるでしょう。

日本という一つの国にしても、長野県、〇〇市、△△町、□□村という一つの地方自治体にしても、個々の「公共圏」とどまるものではなく、不特定多数の公共圏を包摂する「公共的空間」に当たります。行政は、「公共的空間」を対象にして、法律や制度等に基づく行政サービスを担っていますので、「公共的空間」全体の基礎的あるいは共通的なニーズには対応できても、各「公共圏」固有のニーズにきめ細やかに対応することは不得意であるといえましょう。

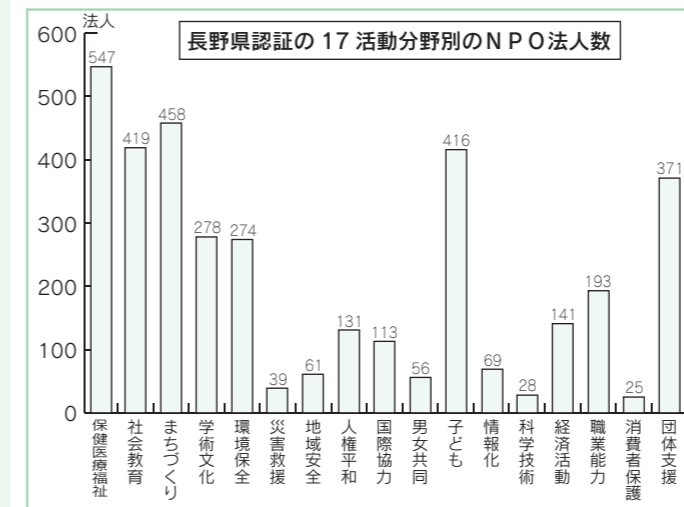


3 NPOが担う「公共圏」

行政が提供する公平・均質なサービスと違い、NPOは特定の対象に寄り添って最も効果的と考えられるサービスを提供したり、個別のニーズにきめ細やかに対応したりすることができます。

ここでいうNPOとは広い意味での民間非営利組織で、NPO法人に限らず、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、自治会等の地域の団体、さらには協同組合や労働組合等の共益的団体などが含まれます。

前述のように現代社会には、多様で数多くの「公共圏」が存在し、その一つひとつに行政が対応することは困難です。一方、NPOは、個々の公共圏に特化して対応することができます。「私」の領域を超えたニーズでありながら、行政だけでは対応できない個別の「公共圏」に、NPOは対応できる。その意味からも、幅広いNPOの活動と行政があいまって「公共的空間」が維持されているわけですし、また、それらの活動に参加することを通じて、一人ひとりの住民や企業が公共を担っていることとなります。



平成24年3月末現在

4 NPOが特別な存在でなくなる時

ーソーシャルキャピタルの重要性

NPOは多様な「公共圏」を担う存在であり、社会を豊かにするためにはその活動が不可欠です。同時に、一口にNPOといっても、その範囲は大変幅広いものです。「NPO」という言葉が使われる遥か以前から公共的活動をしていた多くの団体もまたNPOであるわけですが。

また、行政のほか、NPOや企業などが共に公共を担っていくことを指して「新しい公共」という言葉が使われますが、これまで述べたような「公共圏」の多様性に着目すると、本来「公共的空間」は行政だけで維持されてきたものではなく、それを構成する様々な主体がそれぞれの特性を活かして協働することによって成り立っているものです。その意味では、「新しい公共」という概念は格別新しいものではなく、「新しい公共」の前提となる協働は「公共的空間」が本来持っている属性であるともいえます。

NPOの一形態であるNPO法人は、その活動を継続的に行うための組織形態として「特定非営利活動法人」という法人格を持って活動しています。そのこの意味合いは、公共的活動を行うために考えられる様々な組織形態の中からNPO法人という形態を選択したということ。それ自体は、他にもあった選択肢の中からNPO法人という形態を選んだということにとどまります。大事なことは、そのNPO法人が、公共の利益の増進に寄与するため、それぞれのミッションを持って活動しているということです。

社会を構成する人々を協働へと導くもの、共通の目的に向けて効果的に協調行動へと導く社会的組織の特徴を、「ソーシャルキャピタル」といいます(ロバート・パットナム『哲学する民主主義』NTT出版 2001年、河田潤一訳)。ネットワーク、規範、信頼といった社会的つながりのことです。そして、ソーシャルキャピタルには、統合型と橋渡し型の二つがあります。統合型は、組織内部の人と人の同質的な結びつきのように、どちらかという垂直的な結びつきです。一方の橋渡し型は、異質な人や組織を結びつけるネットワークであり、水平的な関係で、連帯、参加、統合というような価値観を伴います。

NPOにも地縁的なつながりによって成り立っているものもあれば、NPO法人のようにミッションを共有することによって成り立っているものもあります。立ち向かうべき課題の解決を目指して人が集まり活動するNPOは、開放的で横断的なつながりを生みます。特定非営利活動促進法が施行されてから、より開放的なつながりを持つNPOが増え、ソーシャルキャピタルの幅と深みが増しつつあり、その意味で社会の潜在力が拡大しつつあるといえます。

協働は、様々な主体が、互いの違いを理解し、それぞれの特性を活かし合いながら、共通の目的に向かって協力、協調を図るものです。協働の場に多様な主体が集まるほど、新しい解決方法が見出される可能性が高まります。そうした協力、協調関係を生むのが、ソーシャルキャピタルです。少子・高齢化、環境制約の増大、経済が拡大しない定常型社会等を背景に、取り組むべき社会の課題はより複雑で困難なものになりつつあります。そこで、自ずとソーシャルキャピタルの役割は重要になります。NPOもまた、公共を担う組織としてソーシャルキャピタルの一部を構成します。ソーシャルキャピタルは、本来、協働を指向するものです。その中で、「NPO」という名称を用いる団体もそうでない団体も、「公共的空間」を担う当たりまえの存在として、その役割の重要性を確かに増していることが実感できた時、それはNPOが特別な存在ではなくなる時であり、NPOに対する社会的認知が確立する時でもありましょう。

認定NPO法人制度の概要について(1)

今号と次号の2回に分けて認定NPO法人制度についての特集をお送りします。
今回は、制度の概要と認定申請にあたっての注意事項についてご説明します。

1 制度の経過

認定NPO法人制度は、NPO法人の活動が市民や企業からの寄付により育てられ活発化することや寄付文化の浸透を狙い平成13年10月に制定されました。これまでは、租税特別措置法に基づき国税庁長官による認定が行われていましたが、平成24年4月から改正NPO法の施行に伴い、所轄庁(都道府県知事又は政令都市)において認定事務を行うこととなりました。

2 法改正による主な認定制度の見直し

(仮認定制度の導入以外は、平成23年税制改正により改正されたものです)

①PST(パブリック・サポート・テスト)基準の緩和

PST基準が、従来の「相対値基準」に、「絶対値基準」、「条例個別指定」が加わり、3つのうちいずれか一つに該当すればよいことになりました。

②仮認定制度の導入

設立初期のNPO法人には財政基盤が弱い法人が多いことから、1回に限りスタートアップ支援としてPST基準を免除した仮認定制度が導入されました。

認定NPO法人と仮認定NPO法人を比較すると、以下の違いがあります。(要件については、次号でご説明します)

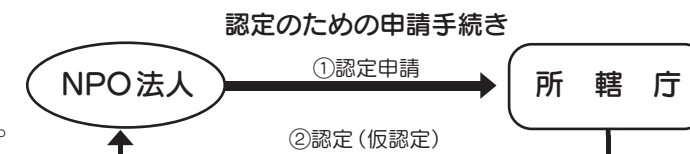
| 項目 | 認定 | 仮認定 |
|---------|-------------------------------|--|
| 規定 | 特定非営利活動促進法44条 | 特定非営利活動促進法第58条 |
| 要件 | ア〜クの要件全てに適合 | ア(PST)以外の7つの要件に適合 |
| 有効期間 | 5年間 | 3年間 |
| 有効期間の更新 | ある | ない |
| 申請可能な法人 | すべてのNPO法人 (設立後1年を超える期間を経過) | 設立後5年以内の法人 (平成27年3月末日までは、 5年を経過している法人も申請可) |
| 税制優遇 | 個人の場合 | ○ |
| | 法人の場合 | ○ |
| | 相続人等の場合 | ○ |
| | 認定NPO法人 | ○ |

③認定効果の拡充

認定NPO法人への寄附者は、現行の所得税法上の所得控除の適用のほか、税額控除を選択できるようになりました。

④認定申請先

申請先が国税庁から所轄庁(県)に変更されました。
受付から認定までの期間は、従来どおり約6ヵ月です。



3 認定の申請にあたって

本格的に認定の申請手続きを始める前に、以下の事項をチェックしてください。

①自己チェック

県のホームページに掲載しております「事前チェックシート(全国共通)」で認定基準を満たしているか、法人自身で確認してください。

②事業報告書等の提出

事業報告書等の提出については、法で定める書類の全てを、毎事業年度初めの3ヵ月以内に県へ提出しているか確認してください。

| 平成24年3月31日以前に開始した事業年度に係る事業報告書等の提出 | 平成24年4月1日以降に開始する事業年度に係る事業報告書等の提出 |
|--|---|
| (1) 事業報告書等提出書 (1部) (2) 事業報告書 (2部) (3) 財産目録 (2部) (4) 貸借対照表 (2部) (5) 収支計算書 (2部) (6) 前事業年度の役員名簿 (2部) (7) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿 (2部) | (1) 事業報告書等提出書 (1部) (2) 事業報告書 (2部) (3) 財産目録 (2部) (4) 貸借対照表 (2部) (5) 活動計算書 (2部) 当分の間は収支計算書でも可としますが、順次切り替えをお願いします。 (6) 前事業年度の年間役員名簿 (2部) (7) 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿 (2部) |
| 【報告する事業年度中に定款変更した場合は以下も提出】 (8) 記載事項に変更のあった定款 (2部) (9) 定款の変更に係る認証に関する書類(認証通知)の写し (2部) (10) 定款の変更に係る登記に関する書類(登記事項証明書)の写し (2部) | → 定款変更認証申請書や定款変更届出書に添付して提出 → 提出は不要 → 定款の変更に係る登記をした都府県、「定款変更に係る登記事項証明書提出書」に添付して提出 |

③法令違反

その他法令に違反する事実がないか、法人自身で確認してください。
例えば、「役員変更等届出書」の提出の有無や組合等登記令に違反する事実の有無など・・・

④申請書類等

申請に必要な書類には、県で定める様式を使用するほか、定められた書類以外の提出や提示を審査の過程で求めることがありますので、申請内容の根拠となる資料を準備してください。
また、滞納処分に係る納税証明書を添付する必要があります。記載要領等で確認してください。

次号では、「認定NPO法人になるための基準」や「提出書類」等についてご説明します。

円卓会議ニュース

円卓会議協働推進委員会の検討が進んでいます

－長野県の協働指針の見直しを議論－

県民協働を進める信州円卓会議では、今年度、協働推進委員会を設置し、協働指針の見直しを含め、「協働のあり方」について集中的に検討しているところです。

○ 協働推進委員会の設置

協働推進委員会を平成24年5月14日に設置しました。

この委員会では、長野県における協働のあり方及び協働推進の具体策について検討し、本年度中に円卓会議の報告として取りまとめられる予定です。

○ 協働推進委員会委員（11名）

（任期：平成24年5月14日から平成25年3月31日まで）

| 分野 | 委員長 | 所属・役職等 |
|------------|---------------|--|
| 学識経験者 | 委員長 内山二郎 | 元東日本大震災支援県民本部運営委員長 |
| | 大江裕幸 | 信州大学経済学部経済システム法学科講師（行政法） |
| NPO | 奈良環 | 県民協働を進める信州円卓会議委員 一般社団法人ユニバーサル志縁社会創造センター事務局長 |
| | 香山篤美 | NPO 法人夢空間松代のまちと心を育てる会理事長（長野市） |
| | 滝沢恵一 | NPO 法人地域づくりクラブ 理事長（上田市） |
| | 鷺見真一 | NPO 法人SCOPE 理事長（松本市） |
| | 福沢千恵子 | NPO 法人びすけっと 社員（高森町） |
| 企業 | 平林靖久 | セイコーエプソン(株)経営戦略本部企画渉外部役員補佐 |
| 公益市民活動センター | 委員長代理 宮澤敏幸 | 県民協働を進める信州円卓会議委員 こまがね市民活動支援センター 事務局長 |
| | 塚田潤一 | 長野市 地域振興部 市民活動支援課長 |
| 行政 | 轟寛逸 | 長野県 企画部 県民協働・NPO課長 |

○ 協働推進委員会の開催状況

これまでに5回の協働推進委員会を開催しました。

▽ 第1回委員会

色分した付箋に、協働によるメリットや課題、問題点等を書き出し、委員それぞれの立場からの意見を整理しました。



▽ 第2回委員会

第1回委員会で出された様々な意見と他県の協働指針を参考に、協働の対象、協働の形態(委託、負担金・補助金、情報の共有、共催 他)について検討しました。



▽ 第3回委員会

協働事例をいくつか紹介しながら、協働の定義、形態や指針・ルールの定め方のイメージ等について議論しました。



▽ 第4回委員会

協働指針の骨格となる定義等の整理、協働のルールに盛り込むべき事項、協働推進の具体策について議論しました。

▽ 第5回委員会

これまでの議論をもとにまとめた「県民協働指針（仮称）」の骨格案及び協働推進のための具体的施策のアイデアや新しい仕組みについて検討しました。

▽ タウンミーティング

駒ヶ根市、松本市、佐久市、長野市でタウンミーティングを開催し、骨子案等について、参加された方々から、幅広い意見を聴き取りました。（詳細は、ホームページをご覧ください。）



▽協働推進委員会では、今後さらに議論を深め、パブリックコメントを経て、新しい協働指針案を取りまとめる予定です。

NPO向け融資セミナー・個別相談開催のご案内

～「その場しのぎの資金調達に“さようなら”」～

■セミナープログラム（定員各会場共 30名）

13:30～14:00

「1.NPO向け融資を利用して」

：融資を受けて活動しているNPOの体験談

14:00～14:30

「2.NPOへの融資を決めるポイント」：NPO夢バンク

14:30～15:30

「3.融資を受けるための日常経理の心得」：成迫会計事務所

■個別相談

15:45～17:00

※金融機関の方にも来ていただきます。

申し込み時にご相談内容をお知らせください。

■お問い合わせ・お申込み

NPO向け融資推進会議事務局（特定非営利活動法人 NPO夢バンク）

貸金業登録：長野県知事（長T3）第01112号

〒380-0813 長野市鶴賀緑町1104-10 長野県NPOセンター内

電話/FAX：026-223-4321 <http://www.npo-yumebank.org/>

E-mail yume@npo-yumebank.org

| 開催日 | 会場 | 申込締切 |
|-----------|----------------|-----------------------------|
| 10月15日(月) | 長野県庁西庁舎 | ※開催日の 3日前までに 申込みください。 |
| 10月23日(火) | 長野県佐久合同庁舎 | |
| 10月29日(月) | 長野県上田合同庁舎 | |
| 11月5日(月) | 長野県諏訪合同庁舎 | |
| 11月6日(火) | 松本市民活動サポートセンター | |
| 11月9日(金) | 長野県伊那合同庁舎 | |
| 11月14日(水) | 長野県労働金庫飯田支店 | |

新NPO法人紹介

新たに設立の届出があった10法人を紹介します。

NPO 法人名・目的(定款のとおり)・主たる事務所

環境わくわく体験スクール

この法人は、親子を中心とした一般市民を対象として、体験的な活動を通じた対話型の環境教育に関する事業を行い、持続可能な循環型社会を構築するための意識と行動力の向上に寄与することを目的とする。

(飯田市松尾水城3461番地1)

信州メディカルネット協議会

この法人は、患者中心の医療及び医療資源の有効活用の推進のために、長野県における医療連携ネットワーク環境の整備及び利用を促進し医療機関間での診療情報等の共有化による医療の質・安全性の向上を図るとともに、そのために必要な各関連機関への情報技術化のための支援、公開セミナーや技術研修、産学官の研究・交流、人材育成等の高度医療情報社会の普及・啓発活動の支援を行うことにより、国民がより良い医療サービスが享受できる豊かな保健医療福祉社会への提案と環境基盤作りに寄与することを目的とする。

(松本市旭3丁目1番1号 信州大学医学部附属病院内)

信州麻プロジェクト

この法人は、長野市鬼無里地域の麻が、元禄年間の1688年(今から320年前)の江戸時代から昭和42年まで栽培され、専業農家の唯一の特産品として地域の生活を潤ってきた貴重な産物であった歴史の下で、この麻の加工技術並びに伝統文化の伝承、並びに苧麻、亜麻の栽培、加工を通して地域の活性化を図り、地域住民の日常の交流をとおして相互理解を深めることによって、自発的な地域づくりに貢献することを目的とする。

(長野市鬼無里12130番地 風間俊宣方)

青い雲

この法人は、広く一般市民に対して、形式にとらわれない自由な葬儀・葬送の企画・提案・運営、障害者や高齢者の自立支援等のサポートを通して、市民一人一人の意思を尊重し、権利を守る社会の形成及び消費者保護に寄与することを目的とする。

(松本市桐3丁目2番49号)

Helicopter Air Rescue Unit

この法人は、災害救助活動及び、山岳救助活動と防災活動に関する事業を行い、国民の安全に寄与することを目的とする。

(大町市大字社中5346-3番地大町ヘリポート内)

油やプロジェクト

この法人は、信濃追分の住民および信濃追分を訪れる観光客や別荘客に対して、文化的活動(「ホンモノ市」という名称のイベント・展示会)を企画立案し、本やアート・クラフトなど良質の作品を制作する地元作家等を支援すると同時に、中山道・追分宿にある歴史遺産「油や」の保全と有効活用、及び軽井沢町・追分地区の町おこしに寄与することを目的とする。

(北佐久郡軽井沢町大字追分607番地)

ピアーズサポート

この法人は、障害者に対して、各種関係機関、地域住民との連携を図りながら、就労・社会参加する機会の確保に対する事業を行い、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(飯田市鼎中平2326番地)

諏訪湖畔こころのケア協会

この法人は、災害に遭いこころの問題を抱えた人々に対して、相談支援、災害トラウマの予防事業を行うことにより、地域の健康社会の復興に寄与することを目的とする。

(岡谷市長地小萩一丁目11番30号)

信州未来エネルギー

この法人は、長野県の恵まれた自然環境を有効利用しての再生可能自然エネルギーの開発、実用化及び活用に関する事業を主体として行い、前記以外のエネルギーについても研究開発、実用化事業を行う。また省力化等エネルギー関連事業を併せて行う。またこれら新エネルギーの普及を通じ、温暖化ガスの排出を抑制し、地球温暖化を防止し、併せて産業と雇用の創出を図り、地域社会の活性化の一助となることを目的とする。

(茅野市仲町17番20号)

しいある倶楽部

この法人は、樹木、草花等の植栽、管理等、自然の保全に努める活動、野生植物の保護管理や調査研究に関わる活動、およびこれら活動を通じて地域住民に対して持続共存可能な社会を提供することともに次世代を担う子ども達や成人までを対象に自然環境を保護する意識の普及、啓発を行い、町並みの美化とともに豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

(北佐久郡軽井沢町大字長倉19番地387)

参加者募集!

誰もが活躍できる協働社会実現フォーラム ～NPO、企業、県民がつくる長野県の新しい公共のデザイン～

長野県における新しい公共や県民協働の機運の盛上げ・醸成を図るため、「新しい公共支援・推進事業」や協働による地域課題解決等について、様々な観点から意見交換及び情報発信などを行うフォーラムを開催します。NPO関係の方をはじめ幅広い県民の方々の参加をお待ちしています。

開催期日 **2012年11月18日(日)** 会場 **信州科学技術総合振興センター**
(長野市若里 4-17-1 信州大学工学部内)
13:30～18:30

フォーラム……13:30～16:30 参加費:無料
交流会……16:45～18:30 参加費:1,500円

- 諏訪中央病院名誉院長・日本チェルノブイリ連帯基金理事長 鎌田實氏による講演
- 各界の代表によるパネルディスカッション「テーマ:長野県の新しい公共デザイン」
- 新しい公共支援・推進事業の成果報告 など

主催:長野県・誰もが活躍できる協働社会実現フォーラム実行委員会
(委員長…特定非営利活動法人長野県NPOセンター代表理事 山田 千代子)
【申込み・問合せ先】 特定非営利活動法人SCOP (スコープ) TEL:0263-36-9180

「NPO法人設立講座・個別相談」

NPO法人を立ち上げて社会貢献活動を行いたい方を対象に、「NPO法人設立講座・個別相談」を開催しています。

開催日時・場所 13:30～15:00

| 会場 | 開催日 | 申込締切 |
|------------------------------|-----------|-----------|
| 長野県大町合同庁舎 | 10月22日(月) | 10月18日(木) |
| 長野県北信合同庁舎 | 10月29日(月) | 10月25日(木) |
| 長野県松本合同庁舎 | 11月5日(月) | 11月1日(木) |
| 長野県上田合同庁舎 | 11月13日(火) | 11月9日(金) |
| 長野県諏訪合同庁舎 | 11月19日(月) | 11月15日(木) |
| 長野県伊那合同庁舎 | 12月3日(月) | 11月29日(木) |
| 長野県飯田消費生活センター | 12月10日(月) | 12月6日(木) |
| 長野県庁東庁舎1階 ボランティア交流センターながの | 毎週水曜日 | 開催日の前日 |

【申込み・問合せ先】
長野県企画部県民協働・NPO課
TEL 026-235-7190 FAX 026-235-7258
Eメール kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp

皆さまの集會に伺います! 「NPO出前講座」 受付中!



県民協働・NPO課では、ご希望に従って、皆さんの集會等に職員が直接出向き、NPO法改正のポイントなどNPOやボランティアについてお話をさせていただく「NPO出前講座」を実施しています。

詳しくは、県ホームページ
トップページ>目的ですがす>
参加する 利用する>講座>県政出前講座
をご覧ください。

【申込み・問合せ先】
長野県企画部県民協働・NPO課
TEL 026-235-7189 FAX 026-235-7258
Eメール kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp